

練馬区告示第491号

練馬区立地域集会所条例（昭和60年3月練馬区条例第15号）第4条第3項の規定に基づき、空調設備等改修工事のため、練馬区立石神井台みどり地域集会所を臨時に休館することとしたので、つぎのとおり告示する。

令和8年9月25日

練馬区長 吉 田 健 一

名 称	位 置	休 館 日
練馬区立石神井台みどり地域集会所	練馬区石神井台二丁目13番6号	令和8年10月1日（木）～ 令和9年2月28日（日）